

## 第 47 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日時 令和 5 年 7 月 18 日 ( 火 ) 午後 3 時 00 分 ~ 午後 5 時 15 分

2 場所 大阪市役所 P 1 階 ( 屋上 ) 会議室

3 出席者 \* : ウェブにて参加

### ( 審議会委員 )

- |         |                 |          |
|---------|-----------------|----------|
| ・井上 ひとみ | ・江淵 桂子          | ・久保田 寛 * |
| ・坂井 はじめ | ・武田 丈 ( 会長 )    | ・土岐 恭生   |
| ・中東 宏一  | ・乗井 弥生 ( 会長代理 ) | ・橋本 まさと  |
| ・廣岡 浄進  | ・的場 かおり         | ・三輪 敦子   |

### ( 事務局 )

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| ・福岡 市民局理事            | ・忍 ダイバーシティ推進室長      |
| ・藤本 人権企画課長           | ・西田 共生社会づくり支援担当課長   |
| ・宮之前 多文化共生担当課長       | ・吉田 人権啓発・相談センター所長 * |
| ・中川 人権啓発・相談センター副所長 * | ・松井 男女共同参画課長代理      |
| ・高 人権企画課長代理          | ・佐藤 人権企画課担当係長       |

## 4 議題

(1) 大阪市人権行政推進計画に基づく令和 5 年度の取組状況について

ア 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて

イ 人権啓発の取組みについて

ウ 人権相談の取組みについて

(2) 個別の課題について

インターネット上の人権侵害に対する取組みについて

## 5 報告

(1) 大阪市多文化共生指針に基づく行動計画について

(2) 第 10 回大阪市同和問題に関する有識者会議について

(3) 「大阪市ファミリーシップ制度」に関する自治体間連携の拡大について

(4) その他

## 6 議事

### 佐藤担当係長

ただいまから、第47回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、ご参加いただき、誠にありがとうございます。本日の司会を担当いたします、人権企画課佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の審議会の取扱いを説明いたします。この審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則及び大阪市人権施策推進審議会運営要綱に基づき公開いたしております。情報公開の観点から、本日の会議録、会議要旨について、後日、大阪市ホームページに掲載する予定でございます。また、審議中ご発言いただく際には、机上備付けのマイクをお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料についてご案内いたします。お手元に、第47回大阪市人権施策推進審議会次第、同審議会委員名簿、配席図をお配りしております。資料につきましては、資料一覧のとおりとなっております。都度ご確認いただき、不足等ございましたら、事務局にお問い合わせください。

今回の審議会に先立ち、6月20日付で新たに本審議会委員に就任いただきました、橋本まさと委員をご紹介します。橋本委員、よろしくお願いいたします。

### 橋本委員

皆様、はじめまして。大阪市会議員の橋本です。この度、人権施策推進審議会委員をやらせていただきまして、しっかり頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 佐藤担当係長

ありがとうございます。

続いて、本日出席委員の皆さんを、事務局より、五十音順で紹介させていただきます。

井上委員です。

江口委員です。

坂井委員です。

会長の武田委員です。

土岐委員です。

中東委員です。

会長代理の乗井委員です。

廣岡委員です。

的場委員です。

### 的場委員

前は非常勤の仕事の関係で欠席してしまいまして、申し訳ございませんでした。本日より、どうぞよろしく願いいたします。

### 佐藤担当係長

三輪委員です。

本日、久保田委員につきましては、ウェブ参加にて途中からのご参加を予定しております。

また、香川委員につきましては、欠席とのご連絡をいただいております。

途中久保田委員がご参加されましたら、恐れ入りますが、事務局のほうで一度中断させていただき、通信確認などの事務手続きをさせていただきたく存じます。

事務局側の出席者につきましては、お手元に配付しております配席図をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。

本日の審議会の開催にあたり、大阪市を代表いたしまして、市民局理事の福岡からご挨拶を申し上げます。

### 福岡理事

市民局理事の福岡でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、平素から本市の人権行政はもとより、市政の各般にわたりお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月に開催いたしました前回の審議会では、皆様方から活発なご意見等いただき、誠にありがとうございました。その後、5月に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置付けられ、また、先月の国会では、出入国管理法及び難民認定法の改正、いわゆる LGBT 理解増進法が成立するなど、人権に関わる大きな動きがございました。本日の審議会では、大阪市人権行政推進計画に基づく本市の人権課題への取組みについてご説明するとともに、先ほど申し上げました法改正についても情報共有させていただきたいと存じます。

つきましては、本市における今後の施策展開に活かしてまいりたいと考えており、委員の皆様方には、これまで培ってこられた豊富なご経験と卓越な識見をもとに、大所高所からご意見を賜れば非常にありがたいと存じます。

以上、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は最後までよろしくお願いいたします。

### **佐藤担当係長**

それでは、以降の議事の進行につきましては、武田会長にお願いしたいと存じます。

### **武田会長**

はい。前回の委員会では、たくさんの方からご意見いただいて、最後、時間が押してしまったので、今日はそれがないように進めたいというふうに思います。ご協力よろしく願いいたします。

それではお手元の審議会次第に従って議事を進めてまいります。最初の議題の 1 ですね、大阪市人権行政推進計画に基づく令和 5 年度の取組み状況についてということで、「ア」「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、事務局より説明をお願いいたします。

## （「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて）

### 高課長代理

市民局人権課課長代理の高でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。着席して説明させていただきます。

それでは早速ですが、私から「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、ご説明させていただきます。

まず、本件に関してご説明する前に、「人権の視点！100！」についてご説明させていただきます。資料が前後いたしますが、資料番号 1 - 3、こちらと同じもので、別にお配りしております水色の大阪市人権行政推進計画概要版のリーフレットをご覧ください。このリーフレットは、市役所、区役所をはじめ、各図書館や学習センター、地下鉄の各駅などに設置しているものでございます。また、これには「人権が尊重されるまち」指標の概要版を挟み込んでおります。

さて、このリーフレットの表紙をめくりますと、A3の見開きとなっております。上欄に大阪市人権行政推進計画。人権ナビゲーションの説明がございます。ここにも記載がございますが、この計画は、本市が人権尊重の視点からの行政運営を市民と協働して進めるために策定したものでございます。また、副題となっております人権ナビゲーションは、この計画が大阪市を「人権が尊重されるまち」へ導く地図になってほしいという思いを込めて、名付けたものでございます。

この計画ですが、4つの柱立てで構成されておまして、その4つの柱立てを、日常生活になじみの深い、車を走らせるようになるになぞらえて、それぞれの取組みの特徴を、標識、道しるべ、エンジン、エアバッグにたとえております。

続きまして、その下に人権行政の2つの道案内がございます。左側、が「人権の視点！100！」、右側 が「人権が尊重されるまち」指標の説明となっております。前回、1月の審議会では、の「人権が尊重されるまち」指標の審議をいただいております。今回は引き続いて、の「人権の視点！100！」に関する取組みとなります。

この「人権の視点！100！」についてでございますが、これは行政運営における人権尊重の視点を明らかにしたものでございます。「人権の視点！100！」は、人権を尊重するというだけでは、なかなか具体的な取組みに結びつけることが難しいという面がございましたので、「伝える」、「聴く・知る」、「備える」、「支える」、「つながる」、「努める」の、6つの観点から、具体例をわかりやすく示したものとなっております。ここには概要版として、その一部をご紹介します。

市役所の各所属において、施策、事業を行う際には、この「人権の視点！100！」を最大限踏まえることとしておりますことに加えまして、この考え方を生かした実行プログラムを、毎年度、策定・実施していくことで、日常業務の改善や見直しに取り組んでいくこととしております。

少しお時間をいただきましたが、実行プログラムの位置付けに関するご説明は、これでとどめることといたしまして、次に、実行プログラムの取組みについてご説明いたします。

お手元の資料の 1 - 1、「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み、詳細をご覧ください。こちらは、市役所内の所属を区役所と区役所以外の局・室の 2 つに分けまして、左側から順に、令和 4 年度のプログラム名称、取組み実績に続いて、「人権の視点！100！」にございます 6 つの視点のうち、強化できた項目、及び評価できるところ。それから、令和 5 年度のプログラム名称、取組み目標、そして強化を期待する項目について、A3 横の両面で一覧できるように整理したものでございます。

実行プログラムは、所属単位での設定としておりますので、その数だけプログラムもあるわけでございまして、これだけでも相当な情報量になります。この資料から、各所属のプログラムを全体的に見てみますと、単年度でプログラムを完成させるというよりも、複数年度にわたって継続的に取り組んでいく方向であることが、おわかりいただけるかと思えます。その上で、本日は資料 1 - 1、A4 縦長の資料、「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みの概要版を用意いたしましたので、こちらを用いまして、全体的な傾向や特徴などについて、ご説明させていただきます。

表紙のところは、先ほどのご説明と重複しますので、次の 2 ページ目、区役所における実行プログラムをご覧ください。

市民サービスの第一線となる区役所では、課題も似通っていることから、取組みもある程度共通点が見られます。主な視点で申し上げますと、「伝える」のところでは、やさしい日本語の使用を実践しているという取組みが代表的でございまして、近年外国人住民が増えている状況を踏まえ、対応の必要性に迫られていることが背景にあるものと思えます。「聴く・知る」という観点では、本市では、平成 24 年度から区役所来庁者等に対する窓口サービスについて、民間事業者による覆面調査を行っており、その評価結果のフィードバックを受けて、サービスの改善につなげていくというところがございます。「備える」という観点では、区役所には、手続きや、お困りごとのご相談のため、様々な方が来庁されます。こちらは高齢者や外国人など、あらゆる市民を想定したハード、ソフト両面での環境整備が意識されております。

下の欄に具体的な取組み事例と、実施所属を表にしておりますが、本日は区役所における取組みとして、港区役所を例に挙げてご紹介させていただきます。港区役所では、昨年度に接遇研修と、近隣の区役所と連携した人権啓発事業に取り組むとともに、庁舎の案内表示や執務室のレイアウトの見直しのほか、トイレの改修といった環境整備を行うというプログラムを策定しました。さらにその成果については、先ほどご説明いたしました、窓口サービスの格付結果で測定するという方法を採用することとしておりました。

具体的な成果でございますが、格付結果で最高ランクに当たる、これは 3 つなんですけれども、こちらを獲得しております。これは 24 区役所中、令和 4 年度は 3 区役所だけだったのですが、港区役所はその一つとなっております。港区役所では、今年度、引き続き接遇研修と人権啓発事業を継続しながら、昨年度に行った案内表示や、レイアウトの見直しの検証を行い、府民が利用しやすく、職員が働きやすい区役所づくりを目指すプログラムに取り組むこととしております。

3 ページ目に移ります。こちらは局・室の取組みについて、主な視点、取組みの特徴などをまとめております。区役所と異なり、局・室では、事務分掌によりそれぞれ業務内容が異なりますので、共通的な取組みというよりも、その業務特性や組織構成を踏まえた取組みとなっているという傾向がございます。

まず、「伝える」という観点では、こちらも区役所と同様に、やさしい日本語の使用のほか、積極的な情報公開に取り組むといったものがございました。背景の一つといたしまして、2 年後に予定されている万博や、外国人住民が増えているという事情を考慮したものと思われれます。「支える」という観点では、行政サービスを利用しやすくするための前提として、職員の考え方や意識を高めるための研修を企画、実施する所属が多く見られます。「努める」という観点で申し上げますと、所属によっては、大量の個人情報を取り扱ったり、様々な職種の職員で構成されていたりするなどの事情から、ハラスメントの防止などを主眼に、職場環境づくりを進めるといった取組みも見られます。

下の段に、具体的な取組み事例と実施所属を表にしておりますが、局・室における取組みとして、計画調整局を例に挙げてご紹介させていただきます。計画調整局では、昨年度に、所属として、やさしい日本語研修に取り組む、研修参加者のアンケートをもって、効果測定を行うというプログラムを策定しております。また、今年度は、2025 年の万博開催を契機に、様々な来訪者が大阪を訪れることを見据えて、多様な障がいの特性などを理解し、障がいのある方の手助けや配慮をすることにより、誰もが住みやすい地域社会を目指す、あいサポート運動についての学習を予定しているとのこと。計画調整局からは、局の使命である安全安心な都市空間の創造につなげていきたいと、その狙いについて説明を受けております。

最後の 4 ページ目ですが、こちらは「人権の視点！100！」の 6 つの視点について、区役所と局・室を対比したものでございます。このグラフを見てみますと、区役所では「備える」、「支える」のいずれか一方、または両方に力点を置くというところが多く、約 3 分の 1 が該当しております。これに対し局・室では、強化する視点が分散しておりますが、その中でも、特に事業者としての責任を果たしていくという「務める」の視点が多数を占めている状況でございます。この「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みは、各所属が人権行政を推進する体制のもと、6 つの視点から、その実情に応じて、自主的に企画、実行していくものとなっております。また、視点の分布状況ですけれども、これは所属や個々のプログラムについて、視点が多い、少ないと

いうことを評価するものではなく、プログラムの傾向を大まかに把握するためのものとして整理しておりますことを、補足させていただきます。

実行プログラムの取組みについては、すべての所属において、それぞれの事務事業の中に人権の視点を根づかせるという意味で、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。また事務局といたしましても、このことが正しく理解されて、円滑に進めていけるよう支援してまいりたいと思っております。

本件についての説明は、以上でございます。

#### **武田会長**

はい。ありがとうございました。

それではただいま事務局から説明がありました議題、(1)の「ア」についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

#### **中東委員**

大阪市企業人権推進協議会の中東です。ご説明ありがとうございました。

2点、質問させていただきたいのですが、単純なことで申し訳ないですが、「人権の視点！100！」の、この100というのは、何を意味するかというのがよくわからない。それを教えていただきたいということ。

2点目は、資料1-1の2ページですが、区役所における実行プログラムの中、主な視点の「伝える」の中に、「高齢者」、「障害がある人」となっていますが、大阪市さんの表記の仕方は、障害の「害」というのはひらがな表記ではなかったかなと思うのですけれども。

その2点について、よろしくお願いします。

#### **高課長代理**

それでは、「人権の視点！100！」という意味ですが、こちらは100という数字が完全なというか、あらゆるという、そういう意味合いで使っているということで、私は理解していますけれども、これが確実な定義かと申し上げますと、なかなかそれは何とも言えないですが、私自身はそういうことで理解しております。

もう一つの点は、大変申し訳ございません。障害の「害」というのは、大阪府、大阪市におきましてはひらがなということになっておりますので、確認が不十分でございました。この場をお借りして、お詫び申し上げます。(公開資料では修正済みです。)

#### **武田会長**

はい。また、よろしくお願いします。

## 廣岡委員

大阪公立大学人権問題研究センターの廣岡です。2点ございます。

これだけの情報、事前に送っていただいたものの、なかなか要点がつかみきれないところがあって、理解しなくていいと言われたらそうかもしれませんが。

こうやって出てきたものを、大阪市役所として各年度それぞれの区役所なり局なりで、積み上げていくというようなご説明をいただいたのですが、それ以外に、例えば情報の交流とか、どのような形で活かしていくのかっていうこと、組織の風通しを良くする、ハラスメント防止というようなこともそうですけど、大阪市の政策にどういうふうに、行政の改善に活かしていくのが、ちょっとわかりにくいなと感じました。

もう1点は、例えばですが、今、夜間中学の廃止ということで、「廃止しないでください」という署名活動をされている現状があると思います。例えば、「やさしい日本語」とか外国人住民への対応とかの話であれば、ミクロなそういう現場、現場の対応を変えていくことはもちろん大事なのですが、大きい政策、例えば夜間中学は教育委員会だと思えますけども、教育行政なら教育行政に、どういうふうに反映していくつもりなのか、ちょっと伺いたいと思います。

関連して、話しながら思い出したのですが、市内の同和地区の、かつて市民交流センターとかを建てていた場所を、今後どういうふうに活用していくのかということについて、それぞれの地区、区役所で議論が進んでいると思えますけれども、例えばそういったまちづくりについて、どういうふうにこれが関わっているのかということもお伺いしたい。

## 武田会長

はい。ありがとうございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

## 高課長代理

1点目の、市役所が行政としてどのように活かしていくかというところですが、区役所とか各所属の取組みを例にあげて、毎年度、プログラムの策定・実行ということで、他の所属を参考に、良い取組みがあれば、それを参考にしながら、横展開というか、そういうふうに広げていくということで理解しているところでございます。

2点目のところですが、こちらは政策的な大きな関係というよりも、日常業務の見直しということで、普段取り組んでいる仕事について、日常的に人権を意識しながら仕事をしているかという点では、なかなかそういう意識にいかないものですから、実行プログラムを通じて、日常的な業務の中で人権の視点を実践してほしいということでございます。先ほどご意見ございました

大きな政策というより、もっと日常業務の改善見直しということで、このプログラムを考えております。

### **廣岡委員**

はい、ありがとうございます。

行政職員の人権意識の底上げという点で、そういった問題意識を各職員にきちっと持っていたかどうかという点では、意義のある取組みかなというふうに思いますが、やっぱり施策全体が人権をきちっと守っていく、良くしていくっていう視点につながっていくっていう、その大きい目標があつての個別な取組みの改善ということで、ちょっとその辺りの意識づけについて改めて議論していただければというふうに思います。

### **藤本課長**

人権企画課長の藤本です。ちょっと補足の説明です。

この横の連携等につきましては、人権施策推進審議会が終わった後に、審議会で議論いただいたご意見なども、各所属の総務課の課長で構成する人権行政推進本部幹事会議を開きまして、その中で共有しているところでございます。人権意識の底上げということでは意義があるが、それを全体にというご意見についても、共有させていただきたいと思います。

### **武田会長**

はい。ありがとうございます。

結構時間が過ぎているのですが、最後もう一人ぐらい。

はい、三輪委員、お願いします。

### **三輪委員**

このリーフレットの中に入っている「人権が尊重されるまち」指標について、1月の審議会でも議論になったところですが、令和3年度と令和4年度で有意に数字が下がっているデータがいくつかあります。例えば最初の(1)「女性」に関する「大阪市は男性・女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」や、その次のページ、(2)の「子ども」の「子どもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである」などです。

前回審議会のご説明では、調査を実施した業者、対象集団の違いなどがあるので、比較に足るデータではないというようなお答えだった記憶があります。そうであるとすると、このようにリーフレットに載せておられるのが適切なのだろうかという疑問を感じています。

もう一点は、こういう指標を大阪市が「人権が尊重されるまち」を目指すという際に公表するならば、目標値というのでも設定すべきではないかと思っていて、本来ならば目標値があるべきだと思います。これについてもご意見を伺えればと思います。

#### **武田会長**

はい。ありがとうございます。

では、事務局、お願いします。

#### **高課長代理**

先ほどお話いただきました目標値ということに関しましては、どの目標が適切かという、目標値の設定自体がなかなか困難であるというのがあります。数値については、まず現状把握した上で、私どももこの数値が1ポイントでも上向くように進めていきたいというふうに思っているところではございます。目標値については、いま一度、内部でも検討していきたいというふうに思っております。

#### **藤本課長**

はい、すみません。

この「人権が尊重されるまち」指標につきましては、人権としてはこういう形でまとめていて、各施策では計画なりの目標を定めているものとの整合性を保ちながら、こちらのほうは概要版ということで、この基本指標のほうを載せさせていただいています。

前回の審議会の中でも、ちょっと情緒的じゃないかというようなご意見もあったのですが、人権的なところについては、意識調査的なものに頼らざるを得ない面がありまして、そこを補うために各施策における活動指標も「人権が尊重されるまち」指標と合わせて、ホームページで公表させていただいております。そういったものと合わせまして、この単年度のインターネット調査、本来であれば、サンプルを無作為抽出して一定の数をとった統計的な指標の調査をできればいいのですが、毎年そういった形での調査が難しい現状があります。基本的には施策ごとで、あるいは人権についても5年に1度、意識調査というのを統計的手法に基づいて実施し、これを基本としながら、それを補完する参考数値としてインターネット調査を使わせていただき、あと先ほど申し上げました、各政策における活動指標とあわせて、各施策における振り返りをさせていただいているという状況です。

#### **三輪委員**

「人権が尊重されるまち」だということが指標から理解できることはすごく重要だと思います。

引き続き取り組んでいただきたいと思います。さらに言うならば、有意に低い数字を誠実に公表されて、課題はあるということを見せておられると思いますので、そこは評価をしたいと思いません。一層がんばっていただきたいと思います。

#### **武田会長**

はい。ありがとうございます。

お時間ですので次に進みたいと思うんですけども、各委員からいただいたご意見を踏まえて、事務局において検討し、着実に進めていただければと思います。

続いて、議会（１）の「イ」と「ウ」、人権啓発の取組み及び人権相談の取組みについて、一括で説明をお願いした後、質疑に入りたいと思います。では事務局から説明をお願いします。

## (人権啓発の取組みについて・人権相談の取組みについて)

### 吉田所長

大阪市人権啓発・相談センターの所長の吉田でございます。本日は急遽リモートでの説明ということで、お聞き取りにくいところもあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

議題の(1)の「イ」、人権啓発の取組みについて、資料 2-1 をご覧いただきたいと存じます。

まず 1 ページ目の地域密着型市民啓発事業でございますが、これにつきましては、地域に根差した啓発の担い手としてご活躍いただいております、人権啓発推進員の方々を対象とした研修で、人材の育成を図る事業ということで実施させていただいております。6 月 1 日現在で 718 名の方々に、市長名で委嘱をし、ご活躍いただいているところでございます。

令和 5 年度の人権啓発推進員の育成事業についてでございますが、資料の下半分の表をご覧ください。新たに推進員となられた方に、基礎的な人権知識や、傾聴・会話手法等を習得いただく養成研修をはじめ、全推進員を対象とした全体研修、また、推進員間の活動の情報の共有を行う情報共有研修、リーダー的推進員の養成を目的としたリーダー養成研修を実施してまいります。先月、本事業を委託させていただきます事業者が決定しまして、事業の詳細については、今後詰めさせていただいて、実施していくところでございます。

また、昨年度からですが、この研修にご参加できなかった方が、後日、YouTube で学習していただけるよう工夫をしております、今年度についても同様の取組みを実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に 10 ページの市民啓発広報事業ですけれども、これは様々な媒体を活用し、市民の方々に人権問題への理解を深めていただくように、広報を行うものでございます。最初に啓発用 DVD による人権啓発でございますが、利用者アンケートや各区からのご意見、時宜を勘案しながら、LGBT やハラスメント、いじめなどの様々な人権課題に関するジャンルの DVD を購入して貸出しを行っているところでございます。保有しております、295 作品の内訳につきましては、資料に記載のとおりとなっておりますが、令和 4 年度、昨年度の実績といたしましては、貸出し本数が 506 本、延べ 1 万 2265 人の方々に、ご視聴いただいているところでございます。

次に、お手元のほうに資料をお配りできていると思うのですが、人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」の発行でございます。若年者や地域レベルでの人権の取組みを掲載するほか、紙面内容の充実を図るとともに、ホームページにデジタルブック形式を取り入れて掲載するなど、読者層の裾野を広げるよう取り組んでいるところでございます。今年度につきましては、年 4 回発行することとしておりまして、本市の関係施設や、140 か所の Osaka Metro の地下鉄駅へ配架することを予定しております。特に 9 月の発行分は、小学生の高学年児童向けに特別号として、3 万 7000 部を発行して、「インターネットの使い方について考えましょう！」として、学校の教材に

ご活用いただきます。

次に人権ユニバーサル事業でございますが、この事業は平成 30 年度から東京オリ・パラに向け、人権意識の高揚を目指して始めたものでございまして、外国人、障がいのある人、性的指向・性自認についての理解を深めるものとして実施しているものでございます。今年度につきましては、外国人をテーマに、プロポーザルにより業者を選定いたしまして、広報用の動画を作成する予定とされているところでございます。

次に 3 ページの参加・参画型事業でございますが、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としておりまして、とりわけ人権への関心を高める必要がある若年者を対象に、人権意識の醸成を図ることとしているところでございます。

最初に、人権に関する作品募集事業でございますが、人権に関するキャッチコピーを募集させていただきまして、優秀作品を様々な人権啓発の広報印刷物に活用するとともに、各区の人権啓発事業に活用していきます。資料には、昨年度作成いたしましたポスターと、区の広報紙での活用を掲載しております。より多くの方々にご応募いただけるように、ホームページや本市施設のほか、Osaka Metro や JR の各駅、小中学校、高等学校等へ、ポスター掲示を行っているところで、一般の方々が多くご応募をいただけるように、大学や企業団体にもご協力をお願いさせていただいているところでございます。

次に人権の花運動及び次ページの J リーグセレッソ大阪との連携協力事業でございますが、両事業とも大阪市と大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会で構成する人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会の連携事業として、全国一斉に国の基本方針に沿って実施されているものでございます。

この人権の花運動につきましては、例年、市内の 25 校の小学校に球根や、資料掲載のプランター等を配布させていただいて、児童等が協力し合って花を育てることを通じて命の尊さを実感し、人権尊重の意識を育むこととしているところでございます。

J リーグセレッソ大阪との連携協力事業では、サッカーゲームの場を活用した啓発活動を実施して、青少年等をターゲットにした人権への関心と、人権意識の向上を目指すことを目的に実施いたします。資料では、昨年度に実施したホームゲームにおける啓発活動、小学生を対象とした人権サッカー教室の様子を掲載しているところでございます。

次に、5 ページの企業啓発推進事業ですが、市内の企業、事業者等における人権啓発や人権研修への支援を行う事業でございます。より効果的な研修内容となるようテーマや講師選定を行い、参加者の拡大につなげるものとしているところでございます。一部内容が未定のものもございませぬが、ハラスメントや SDGs、LGBT など、今日的な人権課題を踏まえて、研修を実施していく予定としているところでございます。

次に、裏面の効果検証事業でございますが、これは人権の専門家による人権啓発・相談センタ

一事業の検証を行いまして、PDCA サイクルをまわし、効果的、効率的な事業の展開を図るものでございます。個々のご意見は本日ご紹介いたしません、啓発や相談事業に関わる様々なご意見をちょうだいして、十分に念頭に置いた事業実施をしまいたいと考えているところでございます。

また、お手元資料 2 - 2 の、各区における人権啓発推進事業実施計画につきましては、4 月段階における各区役所の啓発事業の計画でございます。例年 5 月の憲法週間や、12 月の人権週間などの節目、また区民まつりを活用しながら、ほぼ年間を通じて様々な人権啓発事業に取り組んでいるところでございます。本日は年度当初の計画ということで、ご一読いただけたらと存じます。

続きまして、資料 3 の人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて、引き続きで説明申し上げます。本事業につきましては、事業を委託し実施しておりまして、平日夜間だけではなく、日曜や、祝日にも対応を行っているほか、区役所への出張相談、さらには、他の専門相談機関と連携して解決支援に当たるなど、相談者ニーズに応じた相談体制としているところでございます。相談方法につきましては、ご覧のとおり、電話、面談、ファックス、手紙のほか、メールによる相談を行っているところでございます。

2 の(1)、相談窓口の認知度向上に向けた取組みでございますが、令和 4 年度に実施した民間ネット調査において、当センターの存在を知っているかの設問に対し、知っているとお答えいただいた方が 19.6%と、昨年よりは若干上回ったものの、目標を達成できませんでした。また、そのうち、人権侵害を受けた場合の相談先として、当センターを選ぶといった有用性につきましても、同調査結果で 46.9%と、目標未達成となっているところでございます。今年度の認知度向上のための取組みといたしましては、資料の「ア」から「カ」に記載しているとおりでございますが、周知用ポスターの掲出場所やデザイン、あと LINE のお友達登録について、研修事業の都度周知を行うなど、一層の工夫が必要であると考えております。また、「カ」ネット番組による周知につきましても、相談事業について、より親しみやすいものとして、情報発信をしていく必要があると考えているところでございます。

(2)の相談をいただいた方からの満足度、利用満足度につきましては、資料に記載のとおり、すでに高い評価をいただいているところですが、今年度、前回の当審議会からのご意見も踏まえまして、「その他」のご意見をアンケートでお聞きするなどして、引き続き相談者に寄り添ったものとなるように、受託事業者と調整してまいりたいと考えているところでございます。

次に、(3)の区役所における相談機能の充実にに向けた継続的な取組みといたしましては、ケーススタディの事例研究会の充実や、区役所担当者のスキルアップを図るための研修会の実施、あと、新任担当者向けの研修を実施しておりまして、引き続き業務知識の速やかな習得につながるように支援を行ってまいります。

(4)の専門相談機関とのネットワークの充実にに向けた取組みといたしましては、相談案件に応じまして、多くのNPO団体等との連携拡充を図っていることをお示したものでございます。

大きな3の、令和4年度の相談実績でございますが、ご相談いただいた件数は1751件、1か月平均では146件となっており、令和3年度から減少いたしました。これは、まずは頻回相談者からの相談が減少したことや、相談の内容を精査し、人権相談とは言いがたいものについては本件数に計上しないということ、令和4年度から整理したことにより、減少したものでございます。

次ページの(2)の課題別の相談件数でございますが、昨年度は2210件となっております。これは1つの相談で複数の課題に関する相談があるため、先ほどの実施件数1751件よりは多くなっております。年度比較といたしましては、3年度の3313件よりも減少しているところでございますが、これにつきましても、昨年度から、主な相談内容に絞って計上するという整理をさせていただいたために減少しているものでございます。

課題別の相談件数の主な特徴といたしましては、障がい者に関するものが最も多く38.0%、生活11.7%、近隣や家族に関する相談が多い項目になってございます。障がいを理由としてアトラクションの利用ができないとか、家族間の問題で一人暮らしがしたい、また自治会についての相談があります。また、一番下のその他の項目につきましては、特定の頻回相談者からの、会話が成立しない一方的な話であったり、相談内容の不明瞭なもの等で、件数が多くなってございます。

次ページの(3)につきましては、昨年度、相談対応を行うに当たりまして、他の相談機関等との連携状況を示したものでございます。

次の4のインターネット上の誹謗中傷などに係る相談支援の強化につきましては、次の議題の個別課題として改めて説明いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

長くなりましたが、こちらの人権相談の説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

#### **武田会長**

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました議題、(1)の「イ」と「ウ」について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

#### **乗井委員**

乗井です。

いただいた資料の中で、最初に大阪市の人権啓発推進員ということで718名と書かれています。今、性的マイノリティの人権とか、外国にルーツを持つ方の住民の人権とか、あるいは人権侵害

の対応がネット上で議論されるという形で、社会がすごく目まぐるしく変わっていくとき、人権啓発推進員を推薦し就任いただく際に、人選といたしますか、年齢別の構成とか性別だとか、あるいはどんなバックグラウンドを持っておられる方だとか、より多様な方になっていただいたほうが、地域に密着するということで、その地域の方も非常に身近に感じ近づいていけるのかなと思うし、活性化すると思います。

私もよくわかっていなかったので、来る前に、大阪市の人権啓発推進員の実施要綱を見たら、18歳から80歳までの方で、地域の区長さんとかいろんな方が推薦するとなっているわけで、18歳から80歳までの方がなれるわけですね。ですから、20代、30代、40代と、どういう年代構成で710何人の方になっていただいているのか、あるいは推薦するときのそのバックグラウンドとかで、どういう方を推薦して、なっているのかとか、もし、データというか、資料があれば、教えていただきたいと思います。無いのであれば、やっぱり多様な方になっていただけのような、何か工夫みたいなことをしていただけたらどうかと思います。

以上、質問と意見ということで。

### **吉田所長**

乗井委員からご意見、ご質問いただき、要綱をご覧いただいたということですが、年齢につきましては、昨年度、令和4年4月1日に推進委員の要綱を改正し、より多様な人権課題に対応できるように、年齢制限を一定設けさせていただいたところでございます。また、この人権啓発推進員の方々におかれましても、地域で活躍されている方ということで、なかなか若い方については、なり手が少ないというのが現状でございます。区役所のほうからご推薦いただいて、委嘱をさせていただいているのですが、若いなり手が少ないところは、課題だと考えているところでございます。

とはいえ、長年地域でご活躍いただいて、様々な人権課題にも対応といたしますか、活動、取り組みを実施されている方ですので、地域でのご相談とか、相談内容によっては人権啓発・相談センターに引き継いでいただくとか、いろいろな場面において、区役所における人権啓発事業もそうですが、ご活躍いただいております。引き続き、推進員の方々に対しましては、こういった研修事業を通じて、人権意識の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

### **土岐委員**

乗井委員がおっしゃっておられた年齢層の問題、私も同感でして、若い方がなかなかかなりにくいという傾向がありますから、地域で私もやっておった経験もありますけども、もう少しアプローチの方法もよく考えて、やっていただくようお願いをいたしたいと思います。

もう一つはこの資料の2-1ですね。新しくなった方の育成事業、これが未定であるということ

ですが、最初になられた方の研修なり、スキルアップするというのが、初めてなのでされているわけでしょうから、最初の研修はやっぱりできるだけ早め実施していただきたい。24 区の行政別の計画はもうどんどん先行して進んでいるわけで、基礎的なことを学ばないまま各区の様々な活動に従事をされているということになりますから。

先ほど、予算の関係で云々というようなこともありましたけど、4月に予算は成立していて、今は7月ですから、この段階でまだそこが決まっていないというのは、もう少し検討してもらって、早いうちにできるように何とかいろいろ工夫をしていただくようお願いしたいと思います。

そういった研修も、今期は718名の方ということですので、次のときに、それぞれの啓発事業に何名の方が出ておられるのか、そういったことも前年度との比較ができるように、データをきちっと出していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

### 吉田所長

大変な貴重なご意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。

ご意見をいただきましたとおり、もう7月ですので、今の時点で研修事業の詳細が決まってないってというのは、いささか遅すぎるではないかというご意見であったと思います。これにつきましては、今年度から契約手法が変わりまして入札に変わったということもあるのですが、確かに7月というのは、各区の事業も動いている中なので、おっしゃるとおりですし、次年度からはきちんと早い時期に研修事業を実施してまいりたいと考えているところです。

事業の内容ですが、参加者数や内容につきましては、次回の当審議会のときには、こういう研修を実施させていただいて、何名の方々にご出席いただきましたという報告も踏まえて、発言させていただきたいと考えておりますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

### 廣岡委員

人権啓発情報誌の発行について、小学校6年生の児童向けに、学校現場で使ってもらう情報誌とおっしゃっていましたが、よくこういうものは、申し訳ないですが、配りっ放しになることが多いと思うのです。学校現場で使ってもらおうという問題意識は素晴らしいと思うのですが、編集の段階から、例えば大阪市であれば大阪市教育センターというのが、教員の授業改善とか、現場支援のセクションがありますから、そういったところとしっかり連携して、学校の現場の視点も、編集の段階から入ってもらえば、より、何と申しますか、役に立つと申しますか、有効な使い方をしてもらえるのではないかと思います。

### 吉田所長

「KOKORO ねっと」について、ご意見をちょうだいいたしました。

この児童向けの「KOKORO ねっと」につきましては、委員ご指摘のとおり、「KOKORO ねっと」編集の際に、人権課題について、例えばインターネットにするかとか、あるいはいじめの課題にするか、といったことも含めて、本市の教育委員会事務局と前もって調整させていただいております。

また、人権啓発事業の最後のところで、あまり深くご説明申し上げなかったのですが、効果検証事業ということをやっております、令和 4 年度は人権の専門家から意見聴取を行っております。8 ページの表の中の令和 4 年度の実施事業で、助言者として神戸大学の先生と、大阪市教育委員会の首席指導主事からご意見をちょうだいし、とりわけ「KOKORO ねっと」については、首席指導主事からたくさんご意見をちょうだいしており、次年度の事業として反映していくということで考えているところでございます。

#### **廣岡委員**

はい。ありがとうございます。

できるだけ密に情報交換しながら進めていただけると良いんじゃないかと思います。

#### **武田会長**

はい。まだまだご意見があるかもしれませんが、時間の関係もございますので、委員各位のご意見、ご指摘を踏まえ、事務局において検討の上、議題（１）の「イ」人権啓発の取組み、「ウ」人権相談の取組みについて、着実に進めていただきますようお願いいたします。

では、議題（２）「個別の課題について」に入りたいと思います。「インターネット上の人権侵害に対する取組みについて」、事務局よりご説明をお願いします。

## (インターネット上の人権侵害に対する取組みについて)

### 吉田所長

引き続きまして、人権啓発・相談センター所長の吉田でございます。

資料 4 をご覧いただきたいと存じます。それでは、インターネットの人権侵害に対する取組みについて説明いたします。

本件は前回の当審議会で取組み予定ということでご報告しておりましたが、本年 6 月から、新たな取組みとして実施しているものでございます。近年、スマートフォンをはじめとする情報端末の普及に伴いまして、インターネット上での誹謗中傷などによる人権侵害が社会的な問題となっておりまして、その被害の救済には、インターネットという特性上、専門的な知識が必要とされる場合も少なくございません。

こういった状況を背景に、大阪市では従来から人権啓発・相談センターにおいて、専門相談員による人権相談を実施しておりましたが、本年 6 月から新たな取組みといたしまして、インターネット上での人権侵害に遭われた方からの相談体制の充実を図るとともに、相談内容によりまして、専門的な助言が必要な場合については、弁護士の相談を無料で受けただけのように、相談支援を強化してまいりました。

本件の実施に先立つ 5 月 25 日ですが、市長会見において、横山市長からも、インターネット上の人権侵害に遭われて、不安に思われる方、また、法的な助言を必要とされる方、そういった方のお悩みに寄り添いながら、解決に向けた第一歩を踏み出せるように、支援していきたいと、大変前向きな姿勢をもって発表を行っているところでございます。

資料の裏面をご覧ください。本件の実施に向けた取組みといたしましては、まず専門相談員が、より有効なアドバイスを行えるように、インターネット上のトラブル等に関する知識を深めるべく、こちらに記載のとおり、関連する研修の受講、もしくは、今後受講予定となっております。

また、本事業にご協力いただく弁護士については、大阪弁護士会と調整の上、インターネット上のトラブルに精通した弁護士 3 名の推薦をいただくことができました。

そのほか、市民への広報につきましては、本市の広報誌 6 月号の電子版及び当センターからの 6 月発行の「KOKOROねっと」53号において、事業に関する広報記事を掲載いたしました。また、本市ホームページ及びLINE、Twitter、Facebookにおいても、広報を実施しております。

最後に、この 6 月に開始以降の 1 か月でございますが、本取組みの実績といたしましては、人権相談窓口において、インターネットに関する相談が 9 件寄せられているところでございます。

ご参考に、直近 3 年間の推移を記載しているところでございますが、特に令和 4 年度からは増加が顕著でありまして、今回の相談支援の強化を打ち出した 6 月以降も、引き続き増加していくのではないかと見込んでいるところでございます。

6月以降、実際に相談窓口に寄せられている事案といたしましては、例えば、インターネット上の自分自身の情報についてのご相談や、ご自身の SNS への誹謗中傷についてのご相談がありました。

本件、取組みについての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

#### **武田会長**

はい。ありがとうございました。

ただいまご説明がありました議題について、ご意見、ご質問等がございましたら。

はい。坂井委員、お願いします。

#### **坂井委員**

坂井でございます。簡潔に申し上げます。

インターネット上の人権侵害に対する取組みというところですね、やっぱり子どもたちへのアプローチっていうのも、非常に重要なんじゃないかなというふうに、ちょっと感じてまして。

センターさんでは、インターネットの使い方という資料を配布していただいたりしているのですが、もっと SNS の使い方というふうに限定して、こういったリーフレットを作り、そのリーフレットの中で、こういうところで相談できますよって案内を入れ込んでいくことで、子どもも相談しやすいものとなるよう、関係各所と特に教育委員会と連携しながら環境を整えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

#### **吉田所長**

ありがたいご助言をいただきまして、ありがとうございます。

もちろん、先ほどの「KOKORO ねっと」の件もそうですけども、様々な場面において、委員にご指摘、ご意見をちょうだいいたしましたように、教育委員会事務局とは密に連携しながら、実施してまいりたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

#### **武田会長**

それでは、時間の関係もございまして、ただいまいただいた意見を踏まえ、事務局において検討いただき、インターネット上の人権侵害に関する取組みを進めていただくようお願いいたします。

では、報告のほうに移りたいと思います。報告(1)、「大阪市多文化共生指針に基づく行動計画について」、ご説明をお願いいたします。



## (大阪市多文化共生指針に基づく行動計画について)

### 宮之前担当課長

それでは、多文化共生担当課長の宮之前から説明します。

資料の 5-1 と 5-2 となります。大阪市多文化共生指針に基づく行動計画についてご説明させていただきます。

令和 2 年 12 月に策定した「大阪市多文化共生指針」に基づき、各所属において取組みを推進しておりまして、毎年度取組みの進捗状況を確認し、その行動計画の更新を行っております。資料 5-1 は、令和 4 年度の実績状況、進捗状況です。資料 5-2 は、取組み実績と自己評価を踏まえた各所属における令和 5 年度から 6 年度までの計画で、全所属のものが載っておりますとかなり大部になりますので、それを抜粋したものを、それぞれ資料の 5-1、5-2 としています。

では、資料の 5-1 をご覧ください。こちらは令和 4 年度の実績状況につきまして、指針に基づく 6 つの基本的な方向性ごとに、それぞれの事業の実績状況を確認し、進捗状況の内容を取りまとめたものです。

裏面、1 ページと振っておりますが、そちらのほうを見ていただきたいと思います。基本的に令和 3 年度からの継続事業となっておりますので、令和 4 年度に新規取組みとして追加された項目、取組みを中心にご説明します。各々の事業の詳細につきましてはホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認いただければと思います。

では、1 ページ、「1 多様な言語・手段による情報提供、相談対応の充実」についてでございますが、(1)「外国につながる市民への情報発信の充実」というところ、4 段落目の「臨時特別給付金の制度…」というところから始めさせていただきます。臨時特別給付金の制度案内や申請方法につきまして、各区役所給付金専用窓口において、使用タブレットに多言語音声翻訳サービスアプリを内蔵し対応を行ったほか、コールセンターにおいて多言語対応を行いました。その他、窓口対応や各種相談事業におきまして、多言語対応音声翻訳アプリや三者通訳を活用するなど、多言語での対応を行っております。

続きまして、次ページ、真ん中あたり、(3)「窓口対応スキル及び多文化共生に関する知識の向上」につきまして、3 つ目の段落をご覧くださいと思います。やさしい日本語についての職員の知識・スキルの向上を図ることを目的としまして、研修は全所属を対象に、延べ 100 回、200 名の参加者に対して、体系的に基礎編、応用編、書き換え演習編という形で研修を実施しております。

次ページ。「2 日本語教育の充実」につきましては、こちらに書いてありますとおり、各所属において識字・日本語教室、国際交流センターにおける日本語学習支援事業を引き続き実施しました。

続きまして、4 ページ、「3 外国につながる児童生徒への支援の充実」についてですが、(1)「多文化共生教育の推進」というところでございますが、そのすぐ下の3行目あたり、「日本語指導が…」というところから見ていただきたいと思います。日本語教育指導が必要な子どもの教育センター校を、令和4年度に中学校1校増設したほか、学校や保護者からの様々な相談に応じる多文化共生教育相談ルームの相談機能の充実を図る等の取組みが教育委員会で行われております。

続きまして、5 ページ、真ん中あたり、上から3分の1ぐらい、(3)「日本語指導などの学習支援の充実」というところです。2つ目の段落、「外国につながる…」のところですが、浪速区のほうでの事業になりますけれど、支援が必要な外国につながる児童生徒のために、日本語サポーターの配置を行いました。

続きまして、5 ページの下、(4)「保護者・家庭への支援」の4段目ですね。未就学の児童になるのですが、区内の子育て支援情報などを地図上に示した子育て情報マップ、あるいは子育ての生活相談窓口一覧、そういったものを掲載した子育て「こどもサポートネット事業」を、家庭に周知するチラシの多言語化、具体的には英語とベトナム語と聞いていますが、そういったものを作成したと聞いております。

続きまして6 ページ、「4 災害に対する備えの推進」ですが、こちらについては、引き続きになります。こちらに記載のとおり、防災知識の普及啓発の取組みを推進しました。

7 ページになりますが、(3)「災害時の支援体制の整備」ですが、国際交流センターは市内に一つしかないため、災害時に一つではなかなか対応できないので、災害時には区役所の中ですぐ対応できないかといったことも考えまして、災害時の速やかな多言語支援センターの設置や運営体制のため、区役所防災本部、それから社会福祉協議会などと連携した防災訓練を12区、延べ13回行いました。やってみると、なかなかうまくいかなかった点もあったというふうにお聞きしております。

続きまして8 ページ、「5 健康で安心して生活できる環境づくり」です。(1)「公的年金、公的医療保険」の取組みに関しまして、(1)の5段目、ちょっと下のほう、西成区のところです。西成区では、国民健康保険料の滞納者向け案内を送付した際の開封率を上げるために、出入国管理局と連携して、封筒に多言語、それからやさしい日本語の案内を出入国管理局の名前を記載して送付して、結果として納付につながる世帯が増加したということもお聞きしております。

(2)「福祉」では、こういった取組みを継続して実施しています。

1 ページ飛ばして、10 ページ、「6 多文化共生の地域づくり」ですが、こちらにつきましては、市民局において外国人支援団体等の把握を行うとともに有識者との検討会議を開催して、効果的な取組み方法の検討を行いました。

進捗状況については、以上になります。

続きまして、資料 5 - 2 のほうに移らせていただきます。

大阪市多文化共生指針行動計画、令和 5 年度から 6 年度の行動計画の事業一覧です。行動計画につきましては、3 年間の計画を、直近年度の実績評価をもとに毎年度更新することとしているのですが、今回の行動計画の更新につきましては、令和 6 年度に指針の改定を予定しておりますことから、令和 5 年度から 6 年度までの 2 か年計画という形で策定しております。

令和 4 年度の実績の自己評価を踏まえた各所属における令和 5 年度から 6 年度までの計画を集約、整理したものがこの表になります。基本的に令和 4 年度の実績を継続したものとっておりますので、新規に拡充する事業等に内容を絞ってご説明させていただきます。

1 ページから事業の一覧となっており、字が小さくて恐縮ですが、詳細はホームページのほうに掲載しております。

まず、「1 多様な言語・手段による情報提供、相談対応の充実」の(1)「外国につながる市民への情報発信の充実」ですけれども、新型コロナウイルス感染症に関して、情報の発信を基本的に、例えばワクチン接種とか、あるいはそういった情報の案内、あるいは窓口の対応を、多言語化・やさしい日本語での取り組みを実施してきました。2 つ目の外国人への生活情報提供、ホームページのほうもそのような取り組みです。

続きまして、真ん中あたり、「2 日本語教育の充実」ですが、こちらについては引き続きになりますが、識字・日本語教育等を引き続き実施してまいりました。

「3 外国につながる児童生徒への支援の充実」、(1)「多文化共生教育の推進」ですが、外国につながる児童生徒の受け入れ・共生のための教育推進事業ですが、これにつきましては、教育委員会のほうで、外国につながる児童生徒のための自国における文化の保障や学校での多文化共生教育の推進に向けた取り組みをさらに充実して進めてまいります。

続きまして、(4)「保護者、家庭の支援」のうち、2 列目、外国につながる児童生徒エンパワメント事業、これ中央区の事業で保護者等を対象とした相談事業等に加えて、外国につながる若者が、学生生活や職場で、言語や文化、生活背景の違いから抱えている困りごとなどを自由に話す機会を持つとともに、外国につながる子どもたちに進学や職場での活躍について話をしてもらう場を設ける取り組みをしております。

続きまして、2 ページ、「4 災害に対する備え」の(1)「災害知識の普及・啓発」でございます。一番下の段、区や地域で活用できる学習プログラムの開発と提供の検討、外国人住民向け防災学習プログラムの開発という教育委員会の事業です。大学と連携して、防災マップをはじめ多言語での防災に関連するに各種の事業も新たに取り組んでいます。

二つ下がって、(3)「災害時の支援体制の整備」ということで、1 つ目、外国人被災者対応を想定した防災訓練の実施ということで、国際交流センターのほうで、先ほどお話した取り組みとな

ります。

続きまして、5「健康で安心して生活できる環境づくり」に関しましては、各種保険それから福祉制度、また生活に関わる各種公的サービスの多言語化など、こういったものについては引き続き実施していきます。

3 ページに移りまして、「6 多文化共生の地域づくり」の真ん中、(3)「多文化共生のための啓発」の3つ目、人権ユニバーサル事業、これは先ほど人権啓発・相談センターの資料2-1の中でもちょっと触れていた部分です。2分半程度の動画を作成して、区役所等で放映するという事になっております。

また、(5)「外国につながる市民が活躍できるまちづくり」のうち、2列目です。

多文化共生に係るエリアプログラム事業。こちらにつきましては、市民局におきまして、小学校区程度を範囲とした4つのモデルエリアをモデル地域の中で、外国につながる市民と地域住民との相互理解、つながり、交流を生むための取組みを、地域住民が主体となって行うものです。相互理解から始まって、だんだん深いつながりを持っていくといったところですけど、こういったプログラムも、市として実施していくためのコーディネートを行うとともに、その後、その4つのモデル地域で終わらずに、横展開するという意味で、ノウハウの蓄積とハウツーなどを作っていく、そういった事業を計画しています。

国際交流センターにおきましては、ウクライナから大阪市に避難した方々が安心して暮らしを営めるよう、ウクライナ支援チーム体制、そういったものを継続しております。

以上が令和5年度から6年度までの状況です。

報告につきましては以上でございます。

### **武田会長**

はい。ありがとうございました。

では、ここで久保田委員がウェブ会議に参加されましたので、接続確認をお願いします。

### **佐藤担当係長**

すいません。久保田委員、審議会事務局の佐藤です。

こちらの音声映像は問題なく届いておりますでしょうか。

### **久保田委員**

映像は、ちょっとぼやけた感じですね。声も、なんかこもっている感じはありますけども、資料を見ながら確認をしていますので、だいたい内容は把握できております。

## 武田会長

はい。では今ご説明ありました報告事項(1)について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

## 土岐委員

令和4年度の進捗状況の概要を説明いただきまして、よくわかりました。

いろんなところに出てきますけども、この策定時と原状値のデータについて、これはどういう形で、何を分母にしてどれだけの調査でこの数字になっているのか、最初の成果指標で計画策定時が76.1%、現状値の83.0%というのは、どう見たらいいのかお聞きしたい。

## 藤本課長

私は、前任で計画策定時の担当者でありましたので、ご説明させていただきます。

大阪市ホームページで生活ガイドというものを作っておりまして、多言語での情報発信というのをしております。この計画策定時につきましては、英語、中国語、韓国・朝鮮語でご案内をさせていただいたのですが、英語、中国語、韓国・朝鮮語の言語を使っておられると思われる人数、割合を計算しまして76.1%ということだったのですが、その後、ベトナム人の方が非常に増えているという状況を踏まえまして、ベトナム語を加え、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語で、「やさしい日本語」ということで情報発信しております。大阪市の外国人住民総数のうち、先ほど申し上げた言語で、提供されている外国人住民の割合を計算して出している、そのような表でございます。

## 土岐委員

それと、この進捗状況の概要で、市民局とか何々区とかいろいろありますけど、これは24区別で整理できないのでしょうか。研修とか、相談窓口とか、いろいろあるわけですが、今ご説明された出前講座、啓発活動、サポートネット事業、外国人との懇談会とか学習会とか様々ですが、24区別でできないのでしょうか。記載されている区だけじゃないでしょう。外国人が住んでいるのは、24区ほとんどになると思いますし。

## 宮之前担当課長

多いところと少ないところと濃淡の差はあるのですが、確かに、全区に外国人の方はお住まいになっています。

## 土岐委員

それだったら、全区比較して、24区でどうなっているのか。この令和5年度から6年度の事業計画でも、各区から出したわけですから、各区から出して、各区がどうなっているのかというのが見えないと、進んでいるところは進んでいる、評価が高いと言っても、全体の24区がどうなっているかがわからない。どんどん外国人の方は増えてきているわけですから、ぜひそういう一覧表にして評価を出していただきたい。

### 宮之前担当課長

貴重なご意見、ありがとうございます。

どのような形で資料にできるかと、ちょっと項目が多うございますので、ちょっと中で検討させていただきます。

### 土岐委員

うん。よく検討してください。

これ、問題の項目があるわけだから。進んでいるところだけ出しても、全体として、大阪市として、どうなっているのかがわからない。

### 福岡理事

本当にありがとうございます。

まず区別での状況がどうなっているのかという整理とあわせて、その先、進んだ取組みをいかに横展開していくのか、他の区でもこういう良い取組みを広げていくことが、一番大事なことかなと思っております。

まさに、令和5年度、6年度にそういったモデル事業的に、外国人住民の方との理解促進などの事業に着手しているところでございます。同様に、良いことは横展開をやっていくっていうことを主眼に、どんどん取組みを広げていきたいと考えております。そういう意味でも、各区でこういうことやっているということがわかるような資料の見せ方、これも対応させていただきたいと思います。

### 三輪委員

非常に詳細に説明していただいて、大変ありがとうございます。

資料5-1の1ページ目を見ると、外国人のための相談窓口のチラシやホームページを知っていると回答した外国人住民数の割合の現状については、6.3%になっていて、非常に課題が多いということがよくわかるデータになっていると思います。

一方で、この6.3%の人たちが、どういうきっかけで、チラシやホームページに接せられたのか

ということにも、同時に関心を持ちます。つまり、そうした人たちがどんどん面的に広がっていくことが望ましいわけで、今はまだ少数ですが、その方たちがどうやって、それらの情報にたどり着かれたのかを知ることによって、今後の対策が見えてくるんじゃないかと思います。

行政の情報というのは、国籍が日本であっても、場合によっては取っ付きにくいことがありますので、それ自体で工夫が必要かと思います。また、外国籍の方については、例えばやさしい日本語、機能識字という観点からの日本語ですね、また、外国籍あるいは外国にルーツをもつ子どもたちに対する日本語指導にも良く工夫されているものがあります。これらに関しては、AI あるいは多言語翻訳機能といった新しいデジタル技術を活用していただいて、これまでのやり方ではなかなか面的にアプローチできなかった人たちに届くような、そういう形で新しいデジタル技術を活用する動きの最先端に、大阪市がなっていきたいと思っています。

また、機能識字、やさしい日本語は、日本語教室の開催に加えて、可能でしたら、YouTube とかにアップしていただいて、大阪市の住民にも活用してもらおう。同時に日本のどこに住んでいても日本語が学べるという、そういうサイトを開発していただけたら、外国籍の人にとっても役に立つと思いますし、大阪市の非常に重要な貢献になると思います。

今は、外国語学習は、これまでのようなやり方ではなくて、皆さん YouTube とかアプリで勉強していらっしゃると思います。スマホを使われている人が多いと思いますし、YouTube を始めとしてスマホのアプリで勉強していかれたら、日本語の能力が向上し、そこからいろんな情報へのアクセスが可能になるとと思いますので、ぜひそういう方法を検討していただきたいと思います。

2 点ほど質問がありまして、5 - 1 の 5 ページですけれども、(4)のところですが、保護者・家庭への支援の 2 段目、こちらに「小中学校に就学を希望する外国籍の方に」という表現がありますが、この表現は、この裏には、小中学校に就学を希望しない外国籍の方がおられるということだろうかということが、まず 1 点目の質問です。

### 宮之前担当課長

そうですね。義務教育というわけではないので、日本国籍を取られていない方については、例えば希望されたら学校で、しかし、そうでない方というのはいらっしゃると思います。こちらについては、行政としては如何ともしがたいというのでこういうふうに書いています。

### 三輪委員

日本が加入している子どもの権利条約では、国籍に関係なく国には教育を提供する義務があり、それは子どもたちの権利であるとしています。国連子どもの権利委員会からも指摘されています。

この表現はちょっと不適切ではないかと思います。それは、この表現を変えたらいいということではなくて、どんな国籍の子どもも、日本にいれば義務教育を受ける権利があるということは

重要です。

それとの関連もあるのですが、昨年でしたか、文科省が発表したデータで、外国籍の子どもの特別支援学級の在籍率が、日本国籍の子どもと比べて有意に高いというデータがあるのですが、大阪市に関するデータはお持ちですか。

### 宮之前担当課長

すみません。教育委員会で、もしかしたら取得しているかも知れませんが、すみません、私のほうでは。

### 三輪委員

この場には教育委員会の方はおられないかもしれませんが、子どもの権利委員会でも取り上げられた非常に重要な点ですし、外国籍の子どもが今後減ることはないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

### 忍室長

教育委員会にもおりましたけど、おそらく教育委員会で一定の数値はとっていると思います。委員ご指摘のことも考えながら、どういう表現をしたらいいとか、こういう子どもたちにどうアプローチしてというようなことを考えながらやっていると思います。

いただいた意見を踏まえまして、ちょっと教育委員会のほうにもお話をしながら、よりよい施策につなげられるような研究していきたいと思います。

### 久保田委員

多文化共生指針行動計画のところ、2ページの「災害に対する備えの推進」のところですが、防災知識の普及啓発ですけれども、多言語版の防災マップの作成は、区ごとになっていますよね。その下の多言語対応のウェブ版の防災・水害ハザードマップもそうですけれども、これは区内のマップという解釈でよろしいですか。

### 宮之前担当課長

おそらく、それぞれの区ごとに見えるようになっていると思います。多言語版は、いま頭に浮かんでこないですが、おそらくそうなっていると思います。

### 久保田委員

ということは、日常生活圏域ということですよ。通勤とか通学までは配慮なされてないとい

うことになりますよね。

**宮之前担当課長**

委員がおっしゃっているのは、大阪市内だけではなく、という意味でしょうか。

**久保田委員**

市の事業なので市内でもいいかとは思いますが、今この表現だったら区内っていうふうな解釈になりますので。範囲としては狭いのかなというふうに考えているんですけど。

**宮之前担当課長**

そうですね、区内に在住で別の区で働いているという場合もあると思います。当然、その区のハザードマップというのは、その区で働いている人間には活用できるものなのかと思いたすので、そういう意味ではハザードマップというのが、その地域内でしかないのですけれども、その生活圏域だけというわけではないかと思いたす。

**久保田委員**

5年度、6年度の計画で、資料に示されている区以外も、同じようなものが作成されるという理解でよろしいですか。

**宮之前担当課長**

北区、中央区という記載のところでしょうか。

**久保田委員**

はい。そういうことです。

**宮之前担当課長**

そこについては、また確認しておきますが、すでにハザードマップについては、もう全区あがっておりますね。

**久保田委員**

これは印刷物という理解をしているのですが、年度ごとに新しく改定されるものかなと思うのですが、計画の中には既存のものは入っていないということでもよろしいですか。

**宮之前担当課長**

もしかしたら、答えがずれてしまっているかもしれませんが、今現在、現時点で防災マップはすべて整っておりますので、この防災マップというものが多言語版にされるかというご趣旨だと思いますので、24区について今後進めていくかということに関しては、いつかやらなきゃいけないとは思っております。その認識は、いまある区以外にも伝えておきます。

#### **宮之前担当課長（後刻、会議終了前に補足説明）**

先ほど、久保田委員からのご質問について、正確に答えられなかった点がありましたので、確認しましたところ、中国語、韓国語、英語版での水害に関するハザードマップに関しては、24区すべてでございます。

こちらの表記のほうがよろしくなかったのですが、北区、中央区、阿倍野区と列挙した箇所には「多言語版防災マップの作成」となっているのですが、ホームページの詳細の場合は「活用」となっておりまして、そういったものを、例えば外国人観光客にも活用していただけるようにとか、あるいは西成区ではベトナム語版を作るとか、そういった形で取り組んでいる形になっております。

すいません、詳細のほう、私も把握していなかったもので、確認しますとそうになっておりましたので補足させていただきます。

#### **武田会長**

はい。時間の都合もありますので、ただいまいただいた意見を、事務局において検討の上、大阪市多文化共生指針行動計画に取り組んでいただくようお願いします。

では、報告（2）ですね、「第10回大阪市同和問題に関する有識者会議について」ご説明をお願いします。

## (第10回大阪市同和問題に関する有識者会議について)

### 西田担当課長

共生社会づくり支援担当課長の西田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、第10回大阪市同和問題に関する有識者会議について、ご報告をさせていただきます。資料は6-1をご覧ください。

この有識者会議につきましては、同和問題、部落差別における現代的な課題の解決に向け、本市の状況に応じた課題などについて、同和問題に精通する方や有識者の方からご意見をお聞きすることを目的として開催をしております。

会議は、本年2月に開催いたしまして、出席者につきましては、2に記載しております、10名の方にご参加をいただいているところでございます。

次に、議事及び主なご意見でございますが、まず議題の(1)としまして、大阪市における人権相談・啓発事業について説明を行いました。先ほど人権啓発・相談センターから、議題1の「イ」のところの説明がございましたが、その2月時点とだけいただければと思います。メンバーの方々からは、人権啓発推進員に関するご意見や、同和問題に関する人権相談が4件という点について、ここまで進んできたと評価しているというご意見、逆に、相談件数が少ないから問題がないのではなく、深刻化しているというご意見、予算確保への要望などのご意見をいただいたところでございます。

裏面にまいりまして、議題の2としまして、令和2年に実施いたしました、人権問題に関する市民意識調査の結果について説明を行いました。メンバーの方々からは、市民意識調査の設問、人権教育の重要性や人権啓発が行動変容になかなか結びつかないといった課題などについて、ご意見をいただいたところでございます。

議題の3といたしまして、人権侵害事象についてでございますが、まず1点目、行政書士による戸籍謄本等の不正取得について説明を行いました。この事象につきましては、資料の6-2に経過などをお示ししておりますが、簡単にご説明いたしますと、栃木県の行政書士が、その業務の範囲内での使用が認められております職務上請求用紙を使用いたしまして、不正に戸籍や住民票等を取得したものでございます。

この事件に対する本市の取組みといたしまして、当該行政書士の虚偽記載による不正取得であることが確認できたものについて、告知事務取扱要領に沿って対応を行ったこと、また、多くの市民に本人通知制度を認知していただくことが、不正請求抑止につながるものとして、本制度の周知強化に努めていることをご説明いたしました。メンバーの方々からは、本人通知制度の登録者数の拡大手法について、ご意見をいただいたところでございます。

次に、2点目のインターネット上の同和問題に関する事象について説明を行いました。こちらも

資料 6 - 3 に状況等をお示ししておりますが、簡単にご説明いたしますと、インターネット上に大阪市内の一部地域を、いわゆる同和地区であるなどと示す動画が掲載されている状況を踏まえ、本市として、内容を確認した上で、法務省依命通知を踏まえまして、大阪法務局に対して、プロバイダー等への動画削除要請を行うよう依頼するといった対応に加え、国への要望、周知啓発などの対応を行っていることや、府・市の取組みを説明いたしました。

なお、3 に記載の本市の新たな取組みにつきましては、会議開催当時は予定としておりましたが、先ほど議題 2 の資料 4 のところで説明がございましたとおり、本年 6 月より実施しているところでございます。メンバーの方々からは、この課題は自治体だけで取り組むのは難しい、国と自治体が一体となって取組みを進めてほしいといったご意見や、同和問題に関する報道に対するご意見、また、企業が求人活動を行う中で、本人の知らない間に、AI による分析結果を活用しているといった新たな問題について、ご意見をいただいたところでございます。

以上、簡単でございますが、第 10 回大阪市同和問題に関する有識者会議のご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### **武田会長**

はい。ありがとうございます。

では、報告事項について、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

はい、お願いします。

#### **廣岡委員**

廣岡です。

2 点ありまして、まず資料 6 - 3 ですが、昨年、YouTube を運営する Google が、特定のアカウントによる、ここが同和地区だということを「部落探訪」というタイトルで上げていたものを、一括して 100 か 200 かを削除したというニュースがありました。おそらくこれは関係していると思うのですが、Google のヘイトスピーチに関わるポリシー違反という説明でしたが、これが含まれているのかいないのか、その辺りはどうなっているのかなということが、1 点です。

端的に言いますと、この資料 6 - 3 で上がっている昨年度の動画が 12 本、一昨年度 5 本というのは、その後どうなっているか、情報は持っておられますかということです。

ちょっと戻りますが、資料 6 - 2 ですけれども、その行政書士による戸籍謄本の不正取得ということで、司法によって不正取得だという認定をされたものが、大阪に関わるものでは 1 件だったということではあるのですが、この行政書士からの業務上取得が 82 件、府内であれば 296 件ということでした。こういう数字を出していただいたというのは非常にありがたいと思うのですが、これらも非常に疑わしいというふうに、やっぱり思ってしまうのですけれども、一体どうな

っているのかなということと、2のところでは不正取得をしたこの行政書士に対しては返せと言うと、それから、そういうふうな情報をとられた方については、こういうことになっていますよ、大丈夫ですかというふうな、情報提供するということになっています。ちょっと個人情報にも関わるので、どこまでここで情報共有できるかという課題はもちろんあるとわかっていますが、説明いただける範囲でもうちょっと情報をいただければ、ありがたいというふうに思いました。

#### **吉田所長**

1点目につきまして、まず昨年度の12本については、ほとんどが消えております。令和3年度のものは消えていないですけど、4年度のものは削除要請を依頼させていただいて、法務局が動いていただいた結果だと思っておりますが、すでに消えております。

#### **廣岡委員**

はい。ありがとうございます。

以前、立ち話で伺って、法務局のほうから情報提供がないのだというふうに伺っていたので、大阪市の側からどうなっていますかと定期的に声をかけていくことが必要かなというふうに、そのとき申し上げた、そういう流れです。ありがとうございます。

#### **吉田所長**

補足させていただきます。令和4年度、いったん削除要請の依頼をしたものは消えたのですが、例えばYouTubeの表題に問題があったりとか、動画そのものが同和地域を指している内容であったりとか、とりわけ問題になっている部分を消して、改めてまた掲載されております。今のところ本市としては、改めて精査して法務局のほうに削除要請を依頼するかどうかについては検討中で、削除要請の依頼をするまでに至っておりません。著しく差別的な表現が用いられていたものについては、削除要請を依頼して、いったん消えているという状況でございます。よろしくお願いたします。

#### **西田担当課長**

もう1点について、回答させていただきます。

今日は住民情報グループがおりませんので、わかる範囲でのご説明になろうかと思いますが、請求82件がありましたうち1件が不正取得という形で認定されたという話ですが、残る81件は書面上問題がないことは確認ができていて、この1件については警察の捜査が入ったことで事実の究明ができたというところです。81件がどうなのかと言いますと、捜査が入らないとわからないかなということでありましたが、この有識者会議の場で、他都市のほうで当該行政書士のほう

に照会状を送って疎明資料を出してください、これは正しい正当な請求なのかそうじゃないのか  
というのを確認したという話が出ておりました。

それを受けてという形なるかと思うのですが、今、住民情報グループの方でも、行政書士の  
ほうに、そういう動きをするべく動いているとお聞きしているということでございます。

#### **廣岡委員**

はい。ありがとうございます。

業界団体や公的機関と連携を取りながら、より一層、被害救済と真相解明をしていただければ  
ありがたいと思います。

#### **武田会長**

はい。よろしいでしょうか。

では、時間の関係もありますので、報告（３）ですね、「大阪市ファミリーシップ制度に関する  
自治体間連携拡大について」、ご説明をお願いします。

## (大阪市ファミリーシップ制度)

### 高課長代理

それでは引き続きまして、本件について私からご説明させていただきます。資料 7 をご覧ください。

こちらですね、前回 1 月の審議会でもご説明を差し上げましたとおり、大阪市ファミリーシップ制度は、平成 30 年 7 月から開始いたしました、大阪市パートナーシップ宣誓証明制度を、令和 4 年 8 月から対象者に子や親を含めたものに拡充したものでございます。

これまでの実績としましては、7 月 10 日現在で 500 組のご利用があり、そのうち子または親を含めた宣誓は 4 組となっております。また前回の審議会では、この大阪市ファミリーシップ制度のサービス向上の取組みといたしまして、昨年の 9 月から同様の制度を導入している大阪府及び府内の他市との協定を締結いたしましたして、相互に連携することで、住所移動に伴う手続きの負担軽減を図ってきたことについても、お知らせさせていただいたところでございます。

具体的にはですね、提携前は提出した自治体に受領証を返還した上で、転入する自治体に改めて宣誓する手続きが必要でしたが、連携後はですね、この資料の真ん中にあります図のとおり、転入する自治体だけで手続きが完了できる上に、独身証明書の提出が不要となります。今年の 5 月からはですね、この枠組みに、府内から新しく池田市と吹田市の 2 市が加わりましたので、直近の動きとしてご報告いたします。

これまでの活用実績でございますが、こちらも 7 月 10 日時点として、大阪市からの転出は 2 件、大阪市への転入は 0 件となっております。今後も大阪府と緊密に連絡調整を行い、自治体間の連携拡大を図っていくことで、当事者の皆様の住所異動に伴う負担の軽減につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

### 武田会長

はい。ありがとうございます。何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

はい。よろしく申し上げます。

### 井上委員

井上です。

ファミリーシップ制度に制度を拡充していただいて、本当にありがたいなと思っているのですが、昨年 8 月に制度がスタートし、7 月 10 日時点で、子または親を含めた宣誓が 4 件と、約 1 年経つけれども、この数字はすごく少ないなと思うのですね。

すでに子どもさんを持っておられる同性カップル、性的マイノリティのカップルはすごく多いと実感しております。数字として上がってくるのは難しいとは思いますが、当事者の方々がファミリーシップ制度のあることを知ってらっしゃるかどうかが、そして利用すると何ができるようになるのかということをご存じない方がまだまだ多いと思います。

制度を利用する、しないは自由だと思うのですが、こういうところの情報をもっと、子どもさんが関係する小児科のある病院だとか保育園幼稚園などに、制度があることがしっかり周知されているかどうか心配になっているところです。もしまだ周知されてないようでしたら、周知する努力をしていただきたいと思います。

#### **藤本課長**

人権企画課長の藤本です。

ファミリーシップ制度の関係は、まだまだ周知をして行かなければならないと思っております。今、お話のありました小児科等々、病院につきましては前回の審議会にご報告させていただいたとおり、病院協会を通じて説明させていただいたこと、あと医師会さんの研修の場に行かせていただきまして、そのところで制度について説明させていただいたところです。

#### **井上委員**

周知していただいて、病院さんからのフィードバック、うちはこういうふうに対応することになりましたみたいなことは特にないですか。

#### **藤本課長**

そうですね、現時点で特に病院さんのほうから、これをこうしましたよというようなフィードバックっていうのはいただいておりません。

#### **井上委員**

もしできたら、そういうふうにしてもらえたら、そして市民の方に伝わるようにしてもらいたいなあと思います。

#### **藤本課長**

ご意見を伺いましたが、なかなか病院さんも様々な事情があると思いますので、一律にということでは難しいと思いますけど、病院協会、医師会を通じた周知に努めたいと思います。

#### **武田会長**

はい。他いかがでしょうか。よろしいですか。

はい。では報告（４）その他、に関して、事務局からご説明をお願いします。

## (その他)

### 藤本課長

はい。すみません。藤本です。

「その他」につきまして、この間、法改正等がございました。1つは、いわゆる LGBT 理解増進法成立、施行。あと、入管法の改正。また前々回の審議会で情報共有させていただきました困難な問題を抱える女性の支援に関する法律と関わっての大阪市の状況です。

入管法につきましては、主に国の施策というようなことで、この資料で情報共有させていただきたいと思います。

1点目の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」につきまして、資料 8 として、概要のほうを載せさせていただいておりますが、目的等につきましてここに記載のとおりなんですけども、ポイントとしまして、この法律は理念法と言われるもので、個人の権利を制限したり、新しく権利が与えられたり、罰則があったりするものではございません。あと、地方自治体の役割として、左下のところの箱になりますが、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めることとなっております。大阪市では、平成 25 年 9 月に、淀川区が全国の行政機関として初めて、LGBT の支援宣言を行って以来、様々な取組みを進めているところでございます。

ただ、先ほど、井上委員のご意見にございましたように、大阪市がファミリーシップ制度をやっているということを知っていただくことが、社会的な理解促進にも資すると考えておりますので、引き続き、こういった取組みについて知っていただけるように頑張っていきたいと考えております。

この法律の制定の際には様々な意見がございました。これから国において基本計画の策定がされることとなりますが、国の動向に注目しつつ、引き続き、ファミリーシップの運用など性的マイノリティの当事者の方が自分らしく生きることができるまちの実現に向けた取組みを進めていきたいと思っております。

引き続き、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の動向について説明に入ります。

### 松井課長代理

男女共同参画課長代理の松井です。私のほうからは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の動向ということで情報を共有させていただきます。

資料 10 をご覧いただけますでしょうか。この法律は令和 4 年の 5 月 25 日に公布されまして、来年、令和 6 年 4 月に施行ということになっております。昨年の本審議会において、法律の概要

を簡単にご報告させていただきましたが、本日は、その後の動きについて、ご報告をさせていただきます。

昨年度末ですが、令和5年3月29日に国の基本方針が示されまして、地方公共団体等が実施すべき困難女性の支援の内容等についても、ある程度明らかになったところです。法律では、市町村には、基本計画の策定と女性相談支援員の配置が取組み項目となっていますことから、本市としましては、これに対してどう対応していくのか検討していく必要があると認識しています。現在、まずは法律が対象とします、困難な問題を抱える女性の実態について、区役所の各福祉制度の窓口ですとか、民間支援団体さん、他都市の先進事例など、ヒアリングや現地調査を行っているところでございます。

一方、都道府県におきましては、基本計画の策定義務がございますので、大阪府において、現在、基本計画の策定に向けて作業を進めているとお聞きしております。本市としましては、実態やニーズの把握とともに、国の基本方針、大阪府の基本計画を踏まえまして、困難な問題を抱える女性への支援について、引き続き検討を進めていきたいと考えているところです。

簡単ではございますが、困難女性支援法に関するご報告は以上になります。

#### **武田会長**

はい、ありがとうございます。

今ご説明があった資料8から10に関して、ご意見、ご質問はございますでしょうか。お願いします。

#### **井上委員**

井上です。

いわゆるLGBT理解増進法についてなんですけど、法律ができて、大阪市としては、何か新たな取組みをする予定はないのでしょうか、できたら国からの指示を待つのではなくて、差別禁止につながることで何か動いてほしいと要望したいと思います。

また、法律ができる過程、できてからもそうですが、トランスジェンダー女性への誹謗中傷が特にひどいなと思います。インターネット上の誹謗中傷は前の議題でもあったかと思いますが、これが本当にひどくて、相談窓口対応を拡充していただくのも一つの方法だと思うのですが、書き込んでしまう人に向けての発信をしてもらえないかということがあります。書き込みによって人が死ぬこともあるということ、書き込みをするとこういうふうに罪に問われることもあるんだと知ってもらいたい、書き込もうとしたときに踏みとどまることができるんじゃないかなと思うので、そっち方面でも何か大阪市として取り組んでもらえたらなあと思います。

## 吉田所長

人権啓発・相談センターの吉田でございます。

法律の施行によって、社会的にさまざまな事案があると問題提起いただいたことについては、十分認識しているところでございます。先ほどのインターネット上での誹謗中傷もそうですが、やはり啓発ということでインターネットのリテラシーもそうですが、そういったことについて、幅広く啓発に力を入れて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また、LGBTに関わって何か特筆するような取組みがあれば、個別にご意見をちょうだいできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## 藤本課長

人権企画課ですけれども、人権啓発・相談センターと連携しながら、LGBT支援のホームページを作っているところですが、法律ができたということの周知をしていきたいと考えておりまして、ちょうどファミリーシップ宣誓をいただいた方が500組を超えたことを周知させていただく際に、市民局 Facebookなども活用して、法律が施行されたこと、国のほうで基本方針が立てられていくということで、情報発信をさせていただいておりまして、国の動向を見ながら、ホームページ等で引き続き周知を進めていきます。

## 江淵委員

今回のメインテーマには上がっていませんが、自殺に関してですけど、芸能人の方の自殺があると、自殺者が増えるというのは、これまでも明確になっていまして、絶えず相談窓口を紹介することでセンセーショナルに報道するというような状況が続いているのかなと感じています。大阪市として、そういった報道を控えてもらうように依頼していただくとか、SNSへの対応とか、そういうことができないのかなと思っておりますので、意見させていただきました。

## 武田会長

はい。では、本日の案件は以上となります。本日ご議論いただきました内容、ご意見、ここで話して意見を言ってそれで終わりでは困りますので、ぜひ、それを反映して実行していただければというふうに思います。

委員の皆様、本当にお疲れ様でした。それでは事務局に進行をお返しします。

## 佐藤担当係長

それでは以上をもちまして、第47回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。